

令和6年第7回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月26日(金) 開会 午後 3時05分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 遅刻委員(1人)

9番 荻野 実

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 清水 昇 4番 中島伸吉

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第6号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第7号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第7回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、田中勲推進委員です。

遅刻の届出は、9番、荻野実委員、齋藤勲推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番、清水昇委員、4番、中島伸吉委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

○議長

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

7月22日に、宮寺地区推進委員の田中推進委員とは別々になりますが、申請地の状況などを確認してまいりました。

現地は大変きれいに管理されており、また本人から電話にてお話を聞きました。

申請地は、案内図のとおり、入間市博物館や東野高校の南側にある農地です。

譲受人は、隣接農地で野菜畑を行っております。

申請地は、現在果樹園ですが取得後も引き続き果樹園として使うとの事でした。

現在の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

また本日、田中推進委員さんは欠席でありますけれども、電話にて話をしてきました。

田中推進委員も、7月22日に同じ日でありましたけれども、現地を確認して大変きれいだということで、多分問題ないと思われましてということを仰っております。

それではご審議よろしくようお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、受人は隣接地で耕作が厳しくなった親族の農地を譲り受けるための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、385平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、梅林として利用していた農地であり、許可後も、梅林として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまして。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号と前後しまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を先に議題といたします。はじめに、1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

7月20日に、間野推進委員とは別々に、申請地の状況と隣接農地所有者から話を伺ってきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には工場や住宅、店舗などがあり宅地化が進んだ区域となっております。また、圏央道の進入路により分断された農地となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、資材置場となっております。

ただ、隣接農地所有者からは同意がもらえていない状況です。その経緯は、借受人が隣接土地所有者宅を訪問し、その時以前自宅の隣接地を農地転用することに同意したが、車両の振動などで、生活に支障が出ている。今回の申出地が自宅から離れた場所なので、今回の場所は無関係だと思うが、少し検討したいと言われる。その後、貸渡人が隣接土地所有者宅を改めて訪問したが、その時には以前、自宅裏の農地転用に協力したが、検討した結果同意できないと言われる。理由については、とにかく心配の種になるので現状のままが望ましいとのこと。以上の経緯となりますが、再訪問についても強く断られたため、資材置場の計画については念のため、隣接境界から1メートル後退する形をとっております。隣接土地所有者からは、雑草で迷惑になるような事にはしないでほしいと言っていたので、借受人に伝えてほしいです。

事務局に確認したところ、同意書がなくても転用は可能とのことでした。計画では、進入路以外は高さ2メートルの鉄板などで囲う計画となっております。周囲への影響も少ない形で施工することなどから、農地転用の申請はやむを得ないと思われませんが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願い
します。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

7月24日、担当の久保田委員と別々に現地を確認しました。久保田委員の説明の通り、
対策がとられれば問題はないかなと思いますので、よろしくご審議お願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、資材置場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和5年11月の農業委員会において、農業振興
地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、
令和6年6月5日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には
該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないこと
から、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係
る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成すること
ができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類
から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致し
ております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必
要ありません。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

先程の説明で、貸主は貸したくないのですか。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

隣接土地所有者の同意が得られなかったということです。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

隣接の人から同意が得られなかったということなのですか。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

はい。私が伺ったのは、雑草だけは生やさず迷惑かけないでほしいということと、事務局に聞いたら同意が得られなくても転用は可能だということで、そのことを伝えたら雑草だけは気を付けてほしいということと言われました。

○事務局

事務局で補足させていただきます。

今、久保田代理がお話された転用するにあたり一部同意が得られない関係で、境界より1メートル後退したところに鉄板を立てて転用するというので、後退する1メートルの間のところの雑草を転用後生えないようきちんと管理して貰いたいという、そういう趣旨のお話でございます。

あと同意の関係で、今久保田代理が隣接の方から、そこを雑草にされると自分の畑の耕作に支障をきたすということでお話いただきました。それについては事務局の方から代理人の方に、転用後1メートル後退する部分については除草等、適正に管理して貰いたいということで、お伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

土地利用計画図に囲ってありますね。これが1メートル後退するのですか。

○事務局

そうです。今囲ってあるところですね。上にもう一本線が入っておりますが、実際の境界は一本上の線となっております、転用するところ、その間のところの1メートルのところを後退している形ですので、そのところも含めて管理して貰いたいという意味合いという形でございます。補足いたします。

○議長

ここの上の箇所が今農地で、その農地の所有者の方が同意されないのですか。

○事務局

はい。そうです。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

1メートル後退するにしても、鉄板の囲いが2メートルの囲いをやるということだと、隣接農地の方にとっては、日照や通風など作物を作るのに影響とかは無いのですか。

○事務局

全く無いわけではございませんが、ただ全く囲いが無く資材置場を稼働させると、それはそれでまた資材置場として使うには支障をきたすということで、2メートルの鋼板はやむを得ないものなのかな、全く日常に支障がないかどうかと言われるとなくはないのですが、転用後の使用にあたりやむを得ない範囲での囲いなのかという認識でおります。

○議長

何か他にございますか。ありませんか。

それでは意見もないようですので、採決に移りたいと思います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（多数挙手）

○議長

賛成多数でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

それでは、先ほど後回しにしました議案第2号に移りたいと思います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員 5 番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

7月21日に、齋藤推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認して参りました。

申請地は、案内図のとおり、周囲には農地や住宅が混在した区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、北側にあります申請者住宅から市道へ出入りするための通路となります。住宅から直の出入りでは安全面で支障があり、周辺農地への影響も無い形での利用のため農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

7月22日に、担当の清水委員と別々に連絡の上、現地を確認しました。

清水委員の説明の通り、特に支障はないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、既に通路として使用している農地について、法令違反のないように使用するための追認による農地転用許可申請です。

申請地は、農用地区域内であったため、令和5年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和6年6月5日付で、農用地区域から除外されております。

また、追認の可否については、川越農林振興センターと協議した結果、やむを得ないものと判断されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張として、拡張の係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積の1/2を超えないものに限る」に合致いたします。

また、一般基準について予め事務局にて審査したところ、全て基準に合致しております。許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(多数挙手)

○議長

賛成多数でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

それでは続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたしますが、1番から3番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番から3番を一括議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第4号の1番から3番について一括してご説明を申し上げます。当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

7月22日に、三木推進委員とは別々に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、市内で耕作している野菜農家です。耕作は3名で行っており、今回の申請地は引き続き野菜畑として利用する予定です。

市内で自作地・借入地を含め、合わせて1.2ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機2台、トラクター2台、軽トラック1台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

7月23日、担当の野村委員とは別々に現地を確認しました。

野村委員の説明の通り、特に問題ないかと思われますので、ご審議よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の1番から3番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は124アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら願います。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、中村勝雄委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(中村委員 退席)

○議長

それでは、担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第4号の4番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては7月22日に、田中推進委員と一緒に申出地に出向き、耕作状況の確認をして参りました。

申出地は茶畑で、適正に管理されており、今後も引き続き茶畑として利用する予定となっております。

借受人は、宮寺地区を中心にお茶と野菜栽培をされている認定農業者で、ご家族2名で農作業に従事され、自作地・借入地を含め、2ヘクタール以上を耕作しております。また農機具も耕運機7台、トラクター1台、軽トラック1台、乗用茶刈機など必要な農機具を所有しており、今後の耕作におきましても支障はないと思われまます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の4番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は237アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、中村勝雄委員の退席を解除いたします。

(中村委員 着席)

○議長

それでは、次に5番を議題といたしますが、5番と6番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、5番と6番を一括議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、岩田浩委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(岩田委員 退席)

○議長

担当 9 番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9 番、荻野です。議案第 4 号 5 番、並びに 6 番について、一括してご説明申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては 7 月 22 日に、田中推進委員と一緒に申出地に出向き、耕作状況を確認して参りました。

申出地はすべてトラクターで耕うんされ、一部膝下までの雑草が繁茂した場所もありましたが、ほぼ適正に管理されておりました。

借受人は、宮寺地区を中心に、季節野菜や露地野菜を栽培する農業法人で、自作地・借入地を含め 5 ヘクタール以上を耕作し、今般の申出地もすべて露地野菜として利用する予定となっております。

また農機具も耕運機 1 台、トラクター 2 台、軽トラック 3 台、定植機など必要な農機具を所有しており、今後の耕作におきましても支障はないと思われれます。

なお、6 番の利用権を設定する土地につきましては、令和 6 年 4 月 25 日開催の第 4 回本委員会議案報告第 1 号 1 番で、幹旋の希望があった土地であることを申し伝えます。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第 4 号の 5 番と 6 番につきましては、賃貸借権並びに使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は 445 アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は 150 日以上であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしています。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、岩田浩委員の退席を解除いたします。

(岩田委員 着席)

○議長

次に7番を議題といたしますが、7番と8番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、7番と8番を一括議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番(清水昇君)

3番、清水です。議案第4号の7番から8番について、一括してご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

7月20日に、宇津木推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、市内では宮寺・二本木地区を中心に、市外においても野菜全般を栽培する農業法人です。耕作は社員が行っており、今回の申請地は引き続き野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地3.4ヘクタール以上を耕作しており、また農機具も耕運機2台、トラクター3台、軽トラック3台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

7月20日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

清水委員の説明のとおりで、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の7番と8番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は342アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、9番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、的場利夫委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(的場委員 退席)

○議長

それでは、担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第4号9番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

7月19日に、三木推進委員と別々に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、新たに農地を借受けする法人となります。今まで法人代表者個人が耕作していた農地を、法人へ貸付するものです。耕作は社員11名で行う予定であり、今回の申請地は野菜畑、並びに茶畑として利用する予定です。

今まで法人代表者個人が野菜畑、茶畑として適正に管理しており、また農機具もトラクター1台、軽トラック3台、乗用摘採機1台、乗用防除機1台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく願います。

○議長

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(三木康行君)

金子地区推進委員の三木です。

7月23日に、担当の野村委員と別々に現地を確認しました。野村委員の説明の通り、特に問題ないかと思われしますので、ご審議よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の9番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は170アールとなっております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、的場利夫委員の退席を解除いたします。

(的場委員 着席)

○議長

続いて、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第5号の1番について、ご説明申し上げます。

1番 当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

7月19日に、的場推進委員と一緒に、現地確認を行いました。また、相続人ご本人からも電話にて話を伺ってきました。

相続人は住所地並びに入間市にて耕作を行う農家で、入間市では対象農地を植木畑として適切に利用しております。作付けは苗木を植え付けておりました。耕作はご家族3人で行っており、農機具についても、トラクター1台、耕運機3台、普通トラック2台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題ないかと思われませんが、ご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

7月19日に、担当の野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明の通り、特に問題ないかと思われしますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わります。申請者は引き続き農業経営を行っている者と認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第6号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第6号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

7月21日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。また、申出人の代理人の方に電話にてお話を伺いました。

該当農地は特定生産緑地として引き続き耕作する予定でしたが、事由の生じた者の死亡したことに伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、茶畑として今まで適正に管理されておりましたが、現在は伐根され綺麗に整地されていました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

7月21日、担当の宮岡委員と一緒に現地を確認しました。宮岡委員の説明のとおりで、特に支障ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第6号の1番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買い取り申出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買い取り申出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。続いて、議案第7号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている、市から求められた意見の内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第7号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

土地所有者、廃止に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配布議案書のとおり。

議案第7号の1番については、第2号生産緑地地区の農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和6年7月10日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、並びに平成3年9月10日付、建設省都公緑発第77号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当1番、小澤正幸委員、説明をお願いします。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第7号の1番についてご説明を申し上げます。

7月22日に、間野推進委員と別々になりますが、申請地の状況などを確認してきました。一部、膝下の草がありますが、問題はないと思います。申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われれます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡中推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

7月24日、担当の小澤委員とは別々に現地を確認しました。小澤委員の説明の通り、やむを得ないのではないかと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

それでは、次に報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については3件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後4時00分